

平成 29 年度第 1 回

北栄町国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成 29 年 8 月 29 日（火） 午後 7 時 30 分～午後 8 時 35 分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 1 階 第 2 会議室
会議に招集された者 北栄町国民健康保険運営協議会委員
出 席 者 井中信一（会長）、永田洋子（職務代理）、山根収、淀瀬千賀子、
岡本恒之、石川悦子（欠席委員 無）
説明のための出席者 健康推進課長 吉田千代美
健康推進課国保医療室長 中口一彦
会議に付した事項 別添資料のとおり
議長 井中信一（会長）

会 議 の 要 旨

開 会	午後 7 時 30 分
会長あいさつ	本日の内容は、「平成 28 年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」、それから平成 30 年 4 月から国保の制度が大きく変わることになります。また、「平成 30 年度からの国保制度改革について」となっていますので、よろしくお願いします。
会議録署名人の選出	永田洋子委員さんと石川悦子委員さんでお願いします。 (事務局提案により、委員了承)
会長	4 の内容に入ります。(1) 「平成 28 年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」の説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明 資料 P 3～P 8 結果的には、赤字繰り入れ無しで、50,154 千円の繰り越しとなりました。
会長	見込みより医療費が少なく、国保税収入が多かったので、赤字補填しなくても済んだということですか。
事務局	資料に基づき説明 資料 P 7 平成 28 年度医療費総額は、予算計上時は、前年度比増額の見込みでしたが、結果として前年度比 2.4% の減額となりました。また、平成 28 年度国保税収入は、前年度比 6.7% 増額となっており、このことが繰り越しが

生じた一因であると考えています。

会長 国保税収入が増えたということは、被保険者数が増えたということですか。

事務局 被保険者数は、減少傾向にあり、平成28年度の医療費総額は、前年度より減となっていますが、一人あたり医療費は、ほぼ横ばいとなっています。

委員 療養給付費について、予算の増額補正をしていますが、結果的には、決算額が当初予算額を下回っており、補正する必要があったのですか。

事務局 歳入歳出額の調整もあり、医療費については、決算時まで見込みが立てにくく、医療費の支払時に不足があってはならないため、このような結果となりました。

会長 他にはありませんか。無ければ「平成28年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」の報告は、これで終わりたいと思います。続いて、(2)「平成30年度からの国保制度改革について」の説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明 資料P9～P10
別冊資料「平成30年度国保制度改革の概要とその対応について」
別紙 A4 1枚

なぜ、国保制度改革が必要なのかということですが、医療費が増大する傾向にある中、市町村国保の特徴として、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、加えて、所得水準が低く、保険税負担が重いということがあります。このような状況の中で、今回の国保制度改革が必要となってきています。

今回の制度改革で大きな変更点は、市町村に加えて、都道府県が保険者として国保運営の役割分担を行うということです。現行では、それぞれの市町村が被保険者の方から保険税を納付していただき、医療機関に医療費の支払いをしています。平成30年度からは、市町村が都道府県に納付金を納付し、都道府県が医療機関に医療費を支払うこととなります。

市町村が都道府県に納付する納付金は、県全体で必要となる保険給付費を各市町村に割り振り、その額をもとに各市町村は、一般会計繰り入れ等を考慮しつつ、保険税率等を定めていくこととなります。納付金については、現在、試算を進めており、全国の試算状況をもとに国が仮係数、続いて本係数を定め、平成30年1月にはその額が示される予定となっています。その納付金により、北栄町の国保税率等を決定することとなります。

委員 制度が変わったからといって、被保険者が支払う保険税が安くなるという

ことではないのですね。

事務局 先日、新聞報道にもありましたが、制度改革後の保険税増を予想する市町村もあり、現時点では、はっきりわからないというのが、正直なところですよ。現在、保険税の賦課で県内市町村は、4方式（所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割）をとっていますが、これを3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）にしたりするとまた、変わってきます。

会長 県の方向として、保険税率を一本化しようという動きはあるのですか。

事務局 平成30年度に保険税率の一本化はありませんが、今後の検討事項となっています。

委員 保険税率の県内一本化は、当分、無理ではないでしょうか。保険税率を一本化すると、保険税率が大きく変わる市町村も出てきて、混乱するのではないかと考えています。もし、納付金を納めれない場合は、県の基金から貸し付けを受けることもできるようですが、返済しなくてはならないです。

会長 制度改革後の県と市町村の役割はどうなるのですか。

事務局 窓口業務的なことや保険税の徴収等は、今までどおり、市町村が行います。

会長 現在、レセプトの点検は、どこが行っているのですか。

事務局 まず、国保連で行い、つぎに各市町村のレセプト点検員が行っています。

会長 制度改革後には、レセプト点検はどうなっていくのですか。

事務局 県と市町村で構成する連携会議で、今後の検討事項となっています。

委員 今までそれぞれの市町村が行っていた事務についても、制度改革後は、その取り扱いの統一性が求められるようになると思います。

会長 他に意見等はありませんか。無ければ、「平成30年度からの国保制度改革について」は終わりたいと思います。5の「その他」について何かございますか。

事務局 次回のこの運営協議会の開催の時期ですが、国から納付金算定に係る仮係数が示されてから11月末か12月にでも開催させていただいた方が良いでしょう。

委員 制度自体が変わるので、仮係数が示された後に開催し、続いて、本係数が示された後にも開催するようにした方が良いのではないですか。

会長 では、今後の運営協議会の開催については、そのようにするということがよろしいですか。

委員 了承

会長 他にございませんか。それでは、これで閉会といたします。どうも、ご苦労様でした。

閉会 午後8時35分